平成24年3月17日　READ公開コンファランス

事前資料

第三部　データから見えてくるもの

金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部長）

「障がい者の収入・所得の状況と就労支援の方向性」

障がい者の人数、障害の原因別の状況は公的な統計で知ることができるのに対して、障害者の収入の状況に関する公的な統計はない。このような現状に対して、障がい者の生活実態を把握して障害者福祉の課題を明らかにするための研究の一環として、種々の調査が実施されてきた。障がい者に対する調査は障害の種類別に実施されることが多いが、READ「障害者の日常・経済活動調査」は障がい者の就労と収入の状況を明らかにしている。

一般の人々の貧困の状況と身体障害者の貧困の状況を比較することができる。「国民生活基礎調査」(2007年)に基づくOECD基準の貧困率（厚生労働省平成20年10月公表）は15.7%であった。これに対して、READ「障害者の日常・経済活動調査」（身体障害者調査2009年）に基づいて障害をもつ人の貧困率をみると、仕事をしている人の場合は一般の人々全体の貧困率に近い値であるが、仕事をしていない人では値になっており、障がい者の場合、貧困線以下に陥る人の割合が高いことがわかる。

このような障がい者の状況を改善する方法は、就労支援と所得保障とのより多様な連携ができるように制度を整えていくことである。

障害者の雇用・福祉的就労のための補助金、とくに賃金補填については、経済学的にみると準市場論・社会市場論に基づく根拠があるが、その効果についての実証分析は、これまで十分には行われてきていない。このような状況の中で、数少ない例として、大阪府箕面市による障害者の福祉的就労による社会的コスト低減効果の計測がある。これは、賃金補填を含めた障害者の社会的雇用を利用して、非就労の障害者が就労に移行することによりどれだけの社会的コストが軽減されるかを推計したものである。具体的には、箕面市における障害者の生活状況を三つの類型（ケース１：生活保護受給、ケース２：在宅、ケース３：生活介護への通所）に分けて、その類型ごとの福祉サービス費用を算出するとともに、社会的雇用制度を利用して就労する場合の費用（箕面市のサービスを想定した費用）を積算し、両者を比較することによって計測されている（大阪府箕面市広報・障害者の社会的雇用モデル事業の実施についての国への要望・参考資料<http://www.city.minoh.lg.jp/syougaifukushi/houdou/documents/siryou1.pdf>）。それによれば、障害者一人あたり月額でみると、生活状況の類型ケース1、ケース2、ケース3それぞれの費用は45万4千円、50万円、43万6千円であるのに対して、社会的雇用制度を利用して就労する場合の項目別費用、団体・事業所の運営費等の増加、賃金補填、就労支援のためのヘルパー派遣費用を積算すると42万7千円になると推計されている。従って、社会的雇用制度を利用して非就労の障害者のうち10万人が福祉的就労にシフトすると仮定すると、社会的コストは年間約430億円低下すると推計されている。

確かに、こうした費用便益分析で社会的コストの軽減効果を数量的に示すことはできるが、この方法は推計に用いる前提条件によって軽減効果が左右されやすいことに留意する必要がある。例えば、上記の推計でも、社会的雇用制度を利用して就労する場合の費用項目のうち、ヘルパー派遣費用がより多くかかると想定すると、社会的コスト軽減額はより小さくなり、場合によってはケース３よりも費用がかかり社会的コストが改善できない場合も生じる可能性がある。そこで、費用の構成について想定を置く費用便益分析ではなく、障がい者の消費需要や余暇と労働（就労）の選択に関する消費・就業選択行動のミクロ経済学的な分析方法を用いて賃金補助の社会的便益を推計した結果を紹介して、就労支援と所得保障の連携の在り方について考察する。

具体的には、アンケート調査で得られたマイクロ・データを用いて、障がい者の消費・就業行動を表す拡張された需要方程式体型を推定し、その推定結果を用いて就労支援のための賃金補填の経済的便益を推計する。賃金補填率を、仮に10%から30%まで5%おきに大きくしていった場合の経済的厚生の推計額と、賃金補填に必要な経費を差し引いたネットの経済的厚生の推計額を、賃金補填の率ごとに比較してみると、どの賃金補填率によっても、賃金補填によって同じ所得を維持することがより低い余暇の価格でできることになるので、経済的厚生が生じ、その額は補填率が上昇するほど大きくなることがわかる。

賃金補填率が小さい場合には、経済的厚生を改善する効果が小さく、賃金補填に要する経費を経済的厚生が下回る。これに対して、賃金補填率が25%と30%のときには、経済的厚生が賃金補填の経費を上回るようになる。従って、箕面市の社会的雇用の推計の想定に従って、社会的雇用制度を利用して仮に10万人が就労できるとすれば、賃金補填率を25%、30%とすると、社会的雇用によって生じる経済的厚生の金額（推計値）は、社会的雇用（10万人）のための賃金補填額を含む総経費を上回る大きさになる。

　この結果は、障害者の雇用・就労支援のための賃金補填が、その経費を上回るネットの経済的厚生をもたらすためには、障害者の就労行動がある程度大きく変わる程度の賃金補填額が必要であることを示唆している。就労支援は、一方では障害者への対人社会サービスであり、他方では個人の就業・非就業の選択に関わる問題でもあるので、先進諸国の社会保障財政の在り方に影響を及ぼしている準市場論の考え方に基づいて、日本においても個人の選択を尊重しながら政府の資金提供によって就労支援するための財源確保をより積極的に図っていく必要があると考えられる。